

【参考資料】

1 重症心身障がい児・者等の定義

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいと、また、その状態にあるものを「重症心身障がい児・者」といいます。

「重症心身障がい児・者」の名称は医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義で、その判定基準は国において明確に示されていませんが、「大島分類」という方法により判定するのが一般的です。

回答する際には、1 から 9 のいずれに該当するか判断のうえ、該当する番号を選択願います。

**【大島分類】**

2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	80
2 0	1 3	1 4	1 5	1 6	70
1 9	1 2	7	8	9	50
1 8	1 1	6	3	4	35
1 7	1 0	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障がい	座れる	寝たきり	

(IQ)

※ 1～4 の範囲に入るものを「重症心身障がい児・者」と定義  
 ※ 5～9 は「重症心身障がい児・者」の定義には当てはまりにくい  
 ① 絶えず医学的管理下に置くべきもの  
 ② 障がいの状態が進行的と思われるもの  
 ③ 合併症があるものが多く、周辺児・者と呼ばれている。

**【知的障害（精神遅滞）の分類（※）】**

○ 軽度精神遅滞 **知能指数 (IQ) 50～69**  
 ・ 食事や着脱衣、排泄などの日常的動作には支障ないが、言語の発達がゆっくりで、18 歳以上でも小学校 5～6 年生程度の学力にとどまることが多い。

○ 中等度精神遅滞 **知能指数 (IQ) 35～49**  
 ・ 身の回りの始末は部分的にできるが、全てをこなすことは困難。  
 ・ 日常会話や集団行動は、成長とともにある程度は可能になり、仕事では単純作業であれば適している。

○ 重度精神遅滞 **知能指数 (IQ) 20～34**  
 ・ 言語・運動機能の発達が遅く、学習面ではひらがなの読み書き程度にとどまる。  
 ・ 日常会話は年齢と共に可能になるが、簡単な受け答えしかできない。  
 ・ 身辺処理は不可能なので、衣食住には保護や介助が必要。

○ 最重度精神遅滞 **知能指数 (IQ) 20 未満**  
 ・ 言葉が発達することはなく、叫び声を出す程度にとどまることがほとんど。  
 ・ 身辺処理が全くできず、ほとんどの者は動けないか、あるいは動くことが著しく制限されている。

※ WHO（世界保健機構）が定めた疾病分類 ICD-10 によるもの

2 医療的ケア児・者の定義

以下のいずれかの医療的ケアを行っているものです。

- ① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
- ② 気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素療法
- ⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）
- ⑥ ネブライザー
- ⑦ 経管栄養
- ⑧ 中心静脈カテーテル
- ⑨ 皮下注射
- ⑩ 血糖測定
- ⑪ 継続的な透析
- ⑫ 導尿
- ⑬ 排便管理
- ⑭ 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
- ⑮ その他の医療的ケア（例：抗がん剤（静注剤）治療など）

（出典）「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日付け厚生労働省告示第百二十二号）」

3 超重症児・者等の定義

判定スコアが 25 点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が 6 月以上継続している状態（※ 1）にあるものを「超重症児・者」、判定スコアが 10 点以上であって、超重症児・者に準ずる状態にあるものを「準超重症児・者」といいます。

回答する際には、判定スコアによる超重症児等の区分を記入していただくようにお願いします。

【判定スコア】

項目	(スコア)
1 レスピレーター管理 (※ 2)	= 10
2 気管内挿管、気管切開	= 8
3 鼻咽頭エアウェイ	= 5
4 O <sub>2</sub> 吸入または SpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が 10%以上	= 5
5 1 回/時間以上の頻回の吸引	= 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
6 ネブライザー（6 回/日以上または継続使用）	= 3
7 IVH（中心静脈栄養）	= 10
8 経口摂取（全介助） (※ 3)	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む） (※ 3)	= 5
9 腸ろう・腸管栄養 (※ 3)	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
10 手術・服薬にて改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上	= 3
11 継続する透析（腹膜灌流を含む）	= 10
12 定期導尿（3 回/日以上） (※ 4)	= 5
13 人工肛門	= 5
14 体位交換（6 回/日以上）	= 3

※ 1 新生児（特定）集中治療室を退室した患児であって当該治療室での状態が引き続き継続する患児については、当該状態が 1 月以上継続する場合とする。なお、新生児（特定）集中治療室を退出した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生については、その後の状態が 6 月以上継続する場合とする。

※ 2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマン・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含む。

※ 3 8～9 は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※ 4 人工膀胱を含む

（出典）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 26 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号）」別添 6 の別紙 14